

平成26年1月31日（金）  
国土交通省関東地方整備局  
河 川 部

## 記者発表資料

### 「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対するパブリックコメントについて

国土交通省関東地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討を進めているところです。

このたび、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成しました。

つきましては、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対するパブリックコメントを行い、広く意見を募集することとしましたのでお知らせします。

別添「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見募集について」を参照

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ、  
栃木県政記者クラブ、刀水記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、  
千葉県政記者クラブ、東京都庁記者クラブ

#### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 TEL：048-601-3151（代表）

河川部 河川情報管理官 <sup>かべ</sup>加邊 <sup>よしのり</sup>良徳（内線 3514）

## 「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する意見募集について

平成26年1月31日

国土交通省関東地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討を進めているところです。

このたび、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討結果を踏まえ、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成しました。

つきましては、以下の意見募集要領によりパブリックコメントを行い、広く意見を募集します。

なお、いただいたご意見を十分に検討したうえで、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）」を作成させていただきます。

### 意見募集要領

#### 1. 意見募集の対象

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」

#### 2. 意見募集期間

平成26年1月31日（金）～平成26年3月1日（土）18：00 必着  
（郵送の場合は当日消印有効）

#### 3. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入いただくか、下記①から⑥をご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記4. までご提出ください。

- ①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ②住所（都道府県・市区町村）
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④年齢（20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上）（企業・団体の場合は不要）
- ⑤性別（企業・団体の場合は不要）
- ⑥意見
  - ・「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」の該当箇所（章、頁）もあわせてご記入願います。

#### 4. 提出先

##### ○郵送の場合

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」意見募集 事務局 宛

##### ○ファクシミリの場合

048-600-1378

##### ○電子メールの場合

kasumidousui-kenshou@ktr.mlit.go.jp

件名は、霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）意見募集 事務局宛として送信願います。

#### 5. 注意事項

- ①一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村、年代、性別）を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法にそわない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

#### 6. 資料の入手方法等

##### ① インターネットからの資料入手

<関東地方整備局ホームページ>

[http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river\\_shihon00000229.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000229.html)

##### ② 資料の閲覧場所

意見募集期間中は、以下の場所において、土日祝日を除く9時30分から17時00分まで資料の閲覧が可能です。また、「意見提出様式」の入手が可能です。

- ・関東地方整備局 6階情報公開室（埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館）

- ・常陸河川国道事務所 1階閲覧コーナー（茨城県水戸市千波町1962-2）
- ・霞ヶ浦河川事務所 閲覧室（茨城県潮来市潮来3510）
- ・霞ヶ浦導水工事事務所 閲覧室（茨城県土浦市下高津2-1-3）
- ・高崎河川国道事務所 情報公開コーナー（群馬県高崎市栄町6-41）
- ・利根川上流河川事務所 2階閲覧コーナー（埼玉県久喜市栗橋北2-19-1）
- ・江戸川河川事務所 閲覧室（千葉県野田市宮崎134）
- ・利根川下流河川事務所 1階ロビー（千葉県香取市佐原イ4149）

## 7. その他

- ・これまでの「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下をご参照下さい。

<関東地方整備局ホームページ>

[http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river\\_shihon00000164.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000164.html)

<手続等に関する問い合わせ先>

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課 工藤、杉山

TEL：048-601-3151（代表）内線5830、5831

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見

①氏名			
②住所	(都道府県名)	(市区町村名)	
③電話番号又はメールアドレス			
④年齢	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男・女
意見該当箇所	⑥ご意見		
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	